

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）]

1. O&Dビジネス (Origination & Distribution)

- 一部の大手金融機関においては、資産・資本効率の向上を目的として、「O&Dビジネス」や「バランスシートコントロール」といった施策を掲げ、自行債権の売却・流動化や投資家向け債権の組成・販売を推進している。
- 他方、地域銀行においては、マイナス金利導入に伴う貸出利鞘縮小を背景に、より利回りの高い債権を金融機関から購入する事例がある。
- 大手金融機関による流動化等の対象には、非投資適格債権など相対的にリスクの高い債権も見られており、当庁では、投資家への転売を前提とするが故に、リスクの高い債権が引受け・転売されていないか注視。
- 債権売買にあたっては、売り手が商品特性やリスクを十分に説明する必要があるほか、買い手も十分に商品特性等を納得し、それに相応しい管理態勢を整備しているかを十分に検討した上で取組むことが必要。

2. 銀行カードローン

- 銀行カードローンについては、3月16日に全国銀行協会が申し合わせを公表したものと承知。
- 各行におかれては、申し合わせを踏まえ、多重債務抑制のための方策について真摯に対応していただきたい。特に、広告・宣伝において、ホームページ等で金利の下限を強調する、「三十分審査」等、審査の早さを過度に強調するなど、過剰な借り入れとならないための配慮に欠けたものが散見されるが、これらについては早急に改善していただきたい。また、その他の審査態勢の整備等、対応に一定の時間を要する方策についても、特に貸出の定量的なコントロール策を中心に、しっかりと検討し、実行に移していただきたい。

- また、横並び意識に捉われることなく、自ら適切なカードローンビジネスのあり方について検討を行い、スピード感を持って実行に移していただきたい。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の参考事例集の改訂

- 金融庁では「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促すため、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みをとりまとめ、事例集として公表してきた。
- これまで 46 事例を公表してきたが、今回、以下の事例など新たに 5 事例を追加した改訂版を 4 月 7 日に公表した。
 - ・ 経常運転資金の一部について長期の借入れを受けていた事業者に対して、継続的な事業性評価等を踏まえ、無担保・無保証の短期継続融資で対応することで、約定弁済負担の軽減を図った事例
 - ・ 経営への規律付けの観点からは、保証金額は融資額の一定割合で十分であるとの考えのもと、有担保の場合には、原則として保証金額を融資額の 20% に限定することを組織全体の方針としている事例
- 今回の改訂にあたり、どのような事例が盛り込まれているか分かりやすくするため、カテゴリーを整理し、目次を見やすくした。
- ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に向けて、こうした取組み事例を参考にしていきたい。

(以上)